

## 文京区認知症介護基礎研修費用補助金交付要綱

2023 文福介第 3296 号 令和 6 年 3 月 29 日 区長決定

2024 文福介第 2383 号 令和 6 年 12 月 6 日 部長決定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、区の区域内に所在する介護サービス事業所（以下「事業所」という。）を運営する事業者（以下「事業者」という。）に対し、介護に直接携わる職員（以下「介護職員」という。）が受講した認知症介護基礎研修（以下「研修」という。）に係る費用を補助することにより、事業者の経済的負担の軽減を図るとともに、介護人材の確保・定着の支援及び質の高い介護サービスの安定的・継続的な提供を確保することを目的とする。

### (通則)

第 2 条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則（昭和 49 年 12 月文京区規則第 44 号）に定めるところによる。

### (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表に掲げる事業所を運営し、次の各号のいずれにも該当する介護職員を雇用する事業者とする。

- (1) 認知症介護実践者等養成事業実施要綱(平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知) 4(1)①に定める研修対象者に該当する者
- (2) 令和 6 年 4 月 1 日以後に、研修を受講している者
- (3) 事業所が新たに採用してから 1 年以内に研修を受講している者
- (4) 研修を修了した日以後に、同一の事業所に 6 月以上引き続いて介護職員として勤務している者
- (5) 第 7 条の規定による申請の日において勤務を継続している者

2 前項の規定にかかわらず、文京区暴力団排除条例（平成 24 年 3 月文京区条例第 4 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者は、補助対象者としなない。

### (補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が負担した研修受講料とする。

### (補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額とし、予算の範囲内で交付する。

### (補助の制限)

第 6 条 補助対象者は、補助対象経費について他の助成等を受け、又は受けようとするときは、補助金の交付を受けることができない。

### (補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、第 3 条第 4 号に規定する要件を満たした日から 6 月以内に、文京区認知症介護基礎研修費用補助金交付申請書兼請求書（別記様式第 1 号）及び文京区認知症介護基礎研修費用補助金交付申請書兼請求書（個表）（別記様式第 1 号の 2）に研修受講料の領収書その他支払を証明できる書類及び研修の修了を証明できる書類の写しを添えて、区長に申請しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第 8 条 区長は、前条の規定による申請を受けた場合は、当該申請に係る内容を審査し、補助金の交付を決定した

ときは文京区認知症介護基礎研修費用補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、不交付を決定したときは文京区認知症介護基礎研修費用補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 区長は、前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をした者（以下「補助決定者」という。）に対して速やかに補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第10条 区長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令等若しくはこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、文京区認知症介護基礎研修受講費用補助金交付決定取消通知書（別記様式第4号）により、補助決定者に通知しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 補助決定者は、前条の規定により交付決定の全部又は一部が取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、区長の指示するところにより、その全部又は一部を返還しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表 (第3条関係)

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う事業所
- (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う事業所
- (3) 法第8条第25項に規定する介護保険施設
- (4) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業を行う事業所
- (5) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所

※ ただし、法第8条第1項及び第8条の2第1項に規定するサービスのうち訪問介護（介護予防訪問介護）、訪問看護（介護予防訪問看護）、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）、居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）、福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）及び特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）を除く。